海洋立国推進功労者表彰実施要領(抄)

1. 目的

この表彰は、科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において特に顕著な功績を挙げた個人又は団体について、 その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成する契機とすることを目的とする。

2. 表彰者

内閣総理大臣

3. 表彰の対象

以下の各分野及び部門において、特に優れた功績を認められた個人又は団体に対して表彰を行う。

- (1)「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野
 - ①「普及啓発・公益増進」部門

海洋に関する科学技術・学術、研究、開発、芸術、文化、教育、スポーツ、レクリエーション、市民活動、事業活動を通じ、海洋に関する普及啓発・公益増進に著しい功績 のあった者又は団体

②「科学技術・学術・研究・開発・技能」部門

海洋に関する安全、環境、地球変動、生物、資源、産業の各分野において優れて画期的な科学技術・学術・研究・開発や技能の成果を挙げ、海洋に関する科学技術・学術・研究・開発・技能の発展に著しい功績のあった者又は団体

- ③「産業振興」部門
 - イ 海運、造船、水産その他の海洋産業分野での優れて画期的な生産技術や経営手法 の導入などにより経営革新を実現し、当該産業の振興・活性化に著しい功績のあっ た者又は団体
 - ロ 海運、造船、水産その他の海洋産業分野における需要創出、人材育成、安全性向 上、環境負荷の軽減等に寄与する優れて画期的な取組みにより、当該産業の振興・ 活性化に著しい功績のあった者又は団体
- ④「地域振興」部門

離島や沿岸地域において、海洋の特性を活かした観光の振興、新産業の創出、生活 基盤の整備等に関する優れて画期的な施策に取り組み、地域の振興・活性化に著しい 功績のあった者又は団体

- (2)「海洋に関する顕著な功績」分野
 - ①「海洋に関する科学技術振興」部門

「科学技術分野の文部科学大臣表彰」の被表彰者のうち、海洋に関する科学技術の 振興について特に優れた功績があった者又は団体

②「水産振興」部門

「豊かな海づくり農林水産大臣賞」、「民間部門農林水産研究開発功績者表彰」、「農

山漁村女性チャレンジ活動表彰」、「農山漁村いきいきシニア活動表彰」、「全国青年・女性漁業者交流大会農林水産大臣賞」、「浅海増殖研究発表全国大会農林水産大臣賞」 又は「農山漁村女性・シニア活動表彰」の被表彰者のうち、水産業の振興発展、水産 分野における学術・研究・技術・技能の発達について特に優れた功績があった者又は 団体

③「海事」部門

「海事関係功労者表彰」、「気象庁業績表彰国土交通大臣表彰」又は「交通文化賞」の被表彰者のうち、海事関係事業(海運関係、造船関係、船員関係、港湾関係、海上保安関係、気象関係の各事業)の振興発展及び海事に係る交通文化の向上において特に優れた功績があった者又は団体

4 「自然環境保全」部門

「環境保全功労者表彰」、「地域環境保全功労者表彰」、「地域環境美化功労者表彰」、「「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰」、「野生生物保護功労者表彰」、「エコツーリズム大賞」、「自然公園関係功労者環境大臣表彰」又は「全国野生生物保護実績発表大会環境大臣賞」の被表彰者のうち、海洋に係る自然環境の保全において特に優れた功績があった者又は団体

4. 各分野を担当する省

前項の各分野を担当する省を次のとおりとする。

- (1)「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野
 - ①「普及啓発・公益増進」部門 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
 - ②「科学技術・学術・研究・開発・技能」部門 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
 - ③「産業振興」部門 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
 - ④「地域振興」部門 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2)「海洋に関する顕著な功績」分野

- ①「海洋に関する科学技術振興」部門 文部科学省
- ②「水産振興」部門 農林水産省
- ③「海事」部門 国土交通省
- ④「自然環境保全」部門 環境省